

白杵市景観計画

景観形成重点地区 編



平成 25 年
白杵市

目 次

1. 景観形成重点地区における景観計画の位置付けと目的.....	1
2. 景観計画の区域.....	2
3. 重点地区の景観とは.....	4
4. 良好的な景観の形成に関する方針.....	6
5. 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項.....	11
6. 色彩の推奨基準.....	21
7. 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設の指定の方針.....	22
8. 良好的な景観形成に向けた推進体制の方針.....	23
9. 建築基準法の規定による景観形成への影響とその対策.....	24

1. 景観形成重点地区における景観計画の位置付けと目的

1) 位置付け

臼杵には豊かな自然と由緒ある文化的歴史資源が数多くあります。景観の面においてもこの豊かな自然や歴史を将来へ引き継いでいくことはわれわれの責務であるといえます。

臼杵市では、昭和62 年に臼杵市歴史環境保全条例を制定し、旧城下町地域と石仏地域から成る歴史環境保全地域を指定して歴史的景観の保全を行ってきました。

平成 16 年に景観法が施行されたことを契機に、臼杵市景観計画『全体構想編』に基づく全市的な景観条例を平成 23 年 6 月に施行し、旧城下町を中心とした【街なか地区】と【石仏周辺地区】を特に臼杵の特徴を有し重点的、先導的に景観形成を図っていく景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として位置付けています。

この臼杵市景観計画『重点地区編』は、今後、重点地区のよりよい景観形成を行いながら、将来へ引き継いでいくための具体的な方針等を定める計画です。

景観形成重点地区

【街なか地区】（旧城下町地区）（津久見島眺望景観保全地区）

【石仏周辺地区】

2) 目的

重点地区においてよりよい町並み景観を形成していくためには、これまでと同様、伝統的な建物や資源を保全することと合わせ、景観という観点から、周辺の環境（緑、道路、眺望等）へ配慮するなどした一体的な保全、形成が重要です。

また、臼杵の町並みの良さは古いものが単に残っているというだけでなく、そこに実際の生活感があるということです。貴重な歴史資源と人々の暮らしがうまく結びつき、魅力ある景観が形成されていることを認識することも重要です。

これらの点を踏まえたよりよい景観の保全と形成をめざすため、本計画では、まず重点地区のいわゆる“臼杵らしい景観”の特性を整理し、【街なか地区】【石仏周辺地区】それぞれの地区の景観形成の方針、基準を定めます。

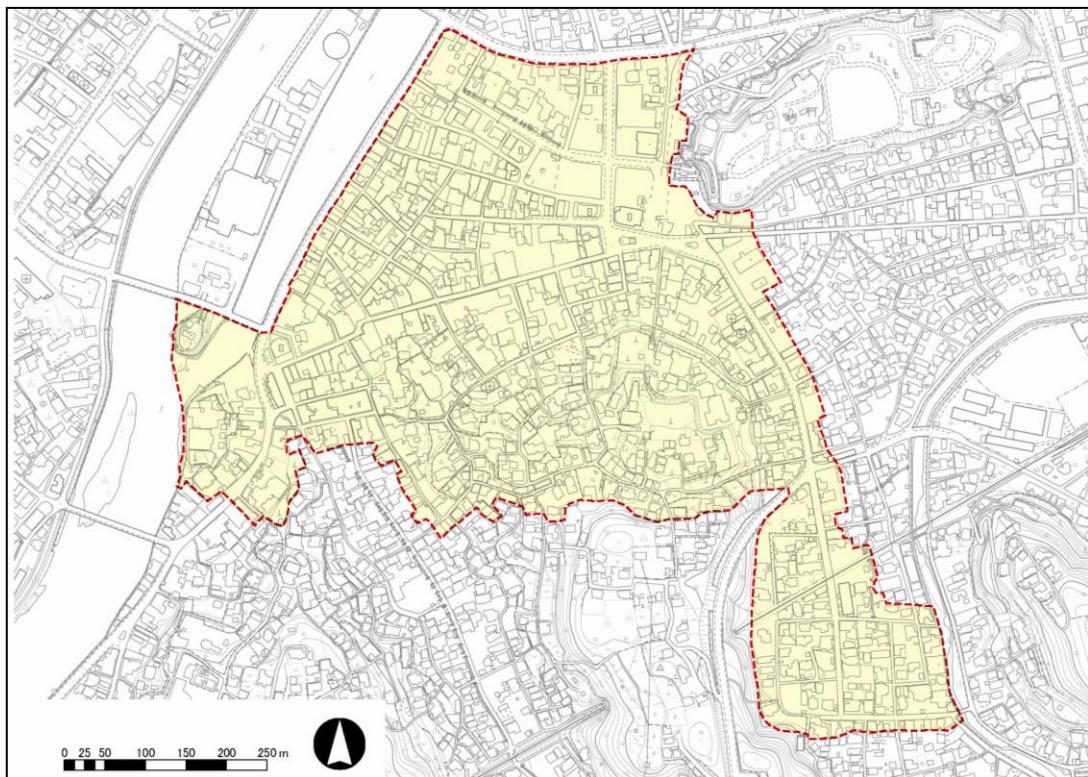


2. 景観計画の区域

1) 街なか地区

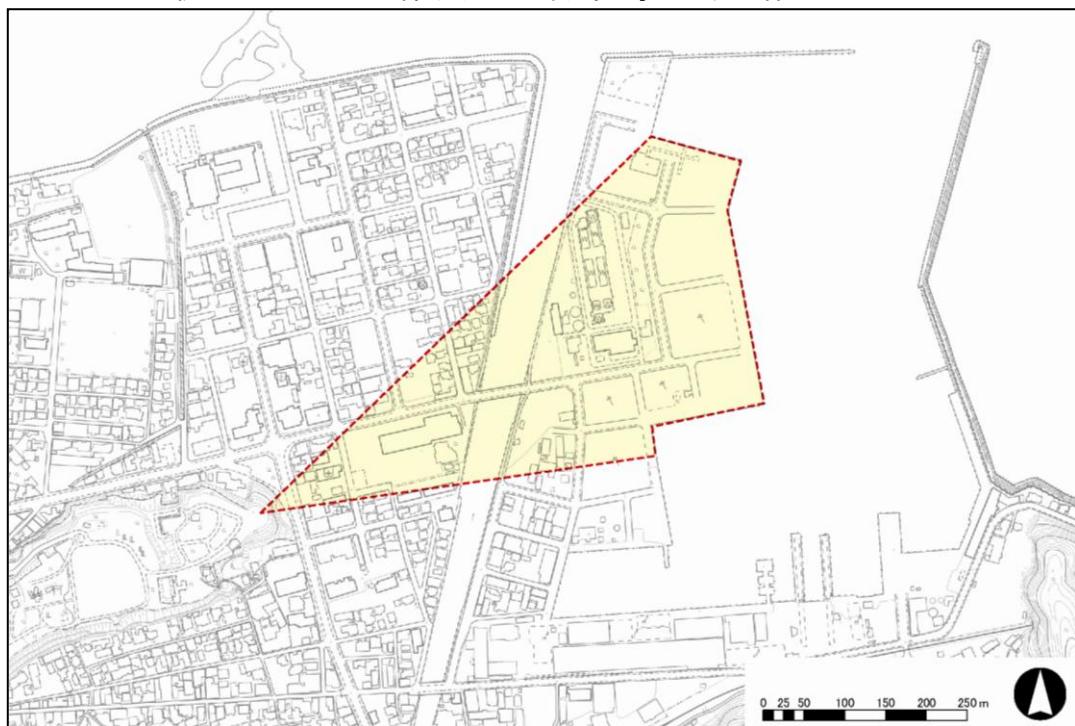
(1) 旧城下町地区 約 37.1ha

～個性豊かな城下町（歴史、文化、生活感が調和した親しみのある空間づくり）～



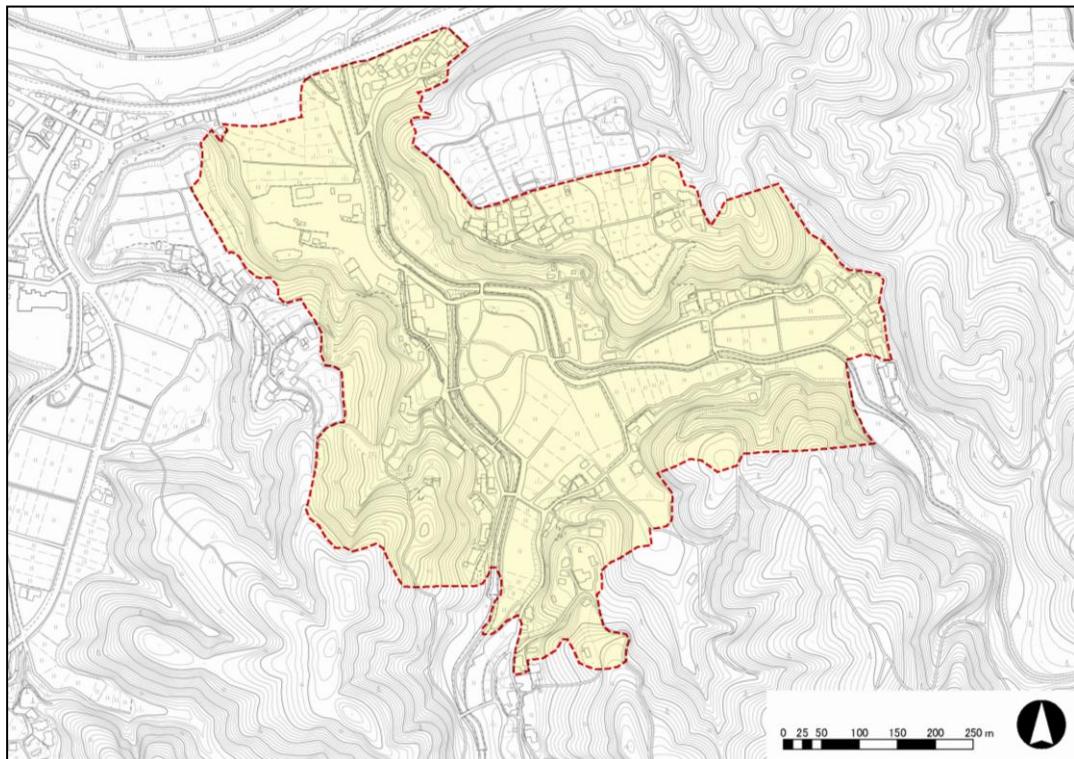
(2) 津久見島眺望景観保全地区 約 13.2ha

～古くから親しまれてきた臼杵城跡から津久見島への眺望保全～



2) 石仏周辺地区 約 38.5ha

～歴史と風土薫る石仏の里（文化遺産と自然が調和した安らぎの空間づくり）～



3. 重点地区の景観とは

街なか地区及び石仏周辺地区には、下記のような景観要素があります。これらを大切にしながら景観まちづくりに取り組む必要があります。

1) 「地形」、「町割り」、「街路」が重点地区の景観の素地である

(1) 地形（丘、海、川、里山）と一体感がある

「丘の上から屋根並みが見え
その奥に山の稜線が見える」、
「里山に抱かれる」など、重点
地区の景観は地形と一体感を持
って形成されています。



(2) かつての町割り（ゾーニング）が今に残る

商人地、武家地、寺町等、か
つての町割りが今に残ります。

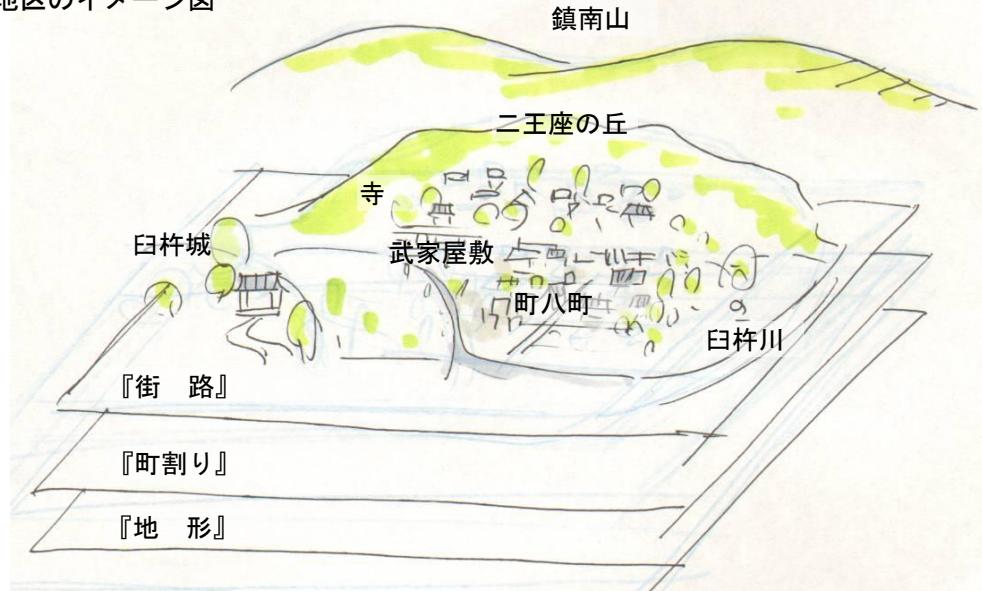


(3) まちの骨格である街路が踏襲されている

辻から放射状に伸びる八町大
路などの街路や曲線の通り等、
まちの骨格である街路が現在も
残されています。



街なか地区のイメージ図



2) 時代や様式を超える「質」の高い建物が共存する

江戸、明治、大正、昭和、平成とそれぞれの時代の建物が和洋問わず共存しています。これまで、先人達の努力によって、各時代の良い建物が「年輪」のように刻まれてきました。そして、これらを未来に向けて受け継いでいくことが大切です。



3) 受け継がれてきた暮らしの風景がある

下町情緒あふれる道すじは、車は少し通りにくいものの歩行者にとっては安全なみちです。二王座の坂道は、のぼり降りは少し大変ですがこの道沿いの風景は臼杵の宝です。臼杵石仏は、訪れる人にやすらぎを与え、心のよりどころとなっています。このように、暮らしのなかに臼杵らしい風景がいたるところに見られます。



4) 豊かな文化が生まれる舞台である

落ち着いた歴史的な町並みを舞台とする「祇園祭り」や「うすき竹宵」、石仏とともに幻想的な雰囲気で行われる「石仏火まつり」など、臼杵だからこそ絵になる文化資源の風景です。



4. 良好的な景観の形成に関する方針

1) 街なか地区

- ・景観計画（全体構想編）において定めた下記の方針に沿って、街なか地区的景観を形成していきます。

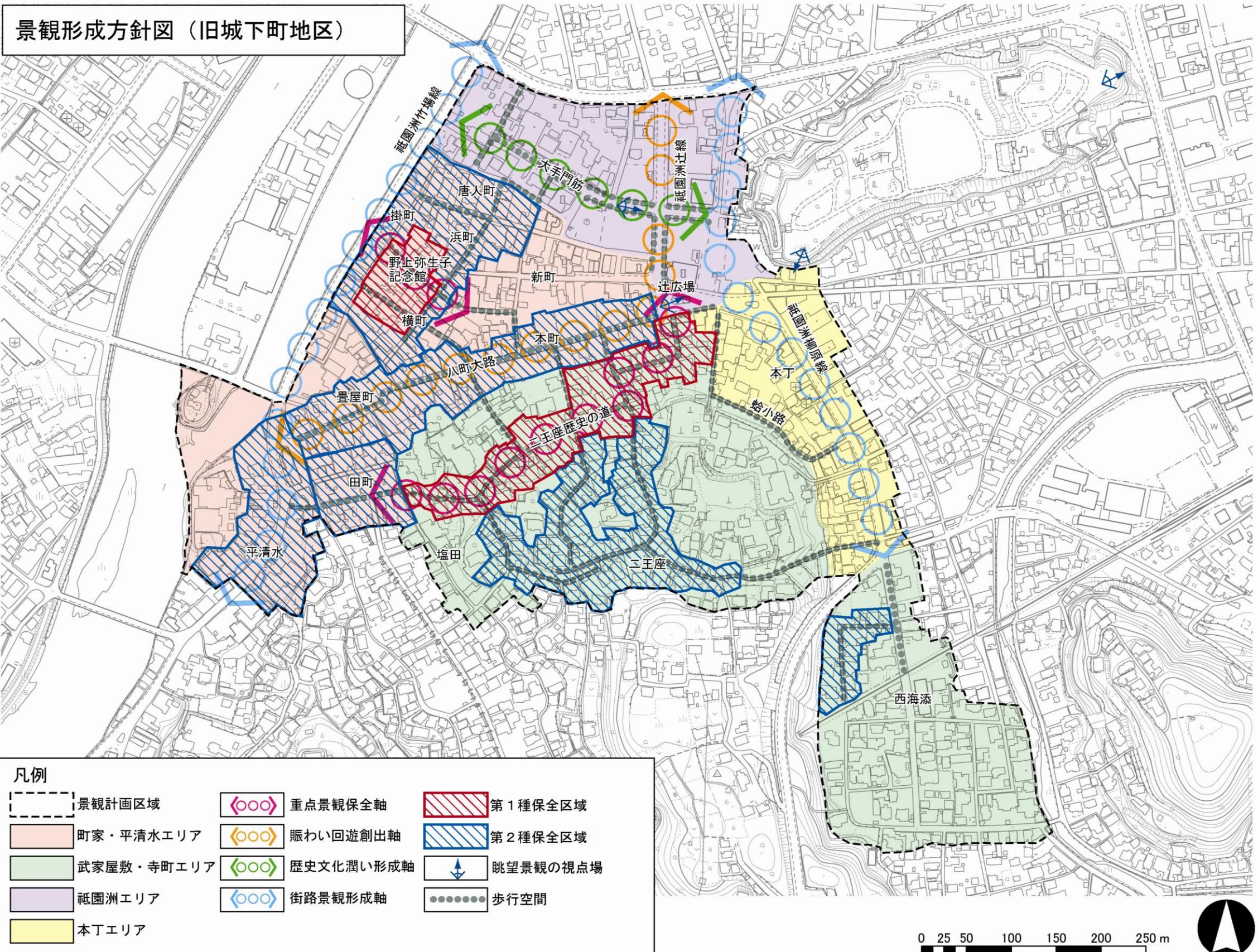
街なか地区的景観形成の方針

- ◆歴史資源の保全とまちなみとの調和
- ◆人々が憩い、歩いて楽しいやすらぎの空間づくり
- ◆臼杵公園等からの眺望景観の確保
- ◆大手門周辺における眺望景観の確保

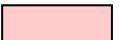
(1) 旧城下町地区

- ・地区の特徴をふまえ、4つのエリアに分けて景観まちづくりの方針を定めます。
- ・景観の誘導においては、景観形成基準の内容を必須事項とする区域とお願い（協議）する区域に分け、必須事項の多さに応じて「第1種保全区域」、「第2種保全区域」と区分しています。
- ・主要幹線や住宅街の道すじなど、旧城下町地区の重要な要素である軸を設定しています。

※各エリアにまたがる部分及びその周辺部については、当該物件の特性を考慮し、景観形成基準の適用は協議のうえ決定します。



(エリアの特徴と方針)

【町家・平清水エリア】 ※6ページの景観形成方針図中  の部分

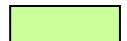
①エリアの特徴

- ・町八町（唐人町、掛町、浜町、新町、横町、本町、畠屋町、田町）と平清水から成り、住宅、事務所、店舗等が混在する職住共生を図る区域です。

②景観まちづくりの方針

- ・軒の連なる町家や道すじの下町的景観や、商家や蔵が残る歴史的な佇まいを守り継承しながら、それらと調和した賑わいのある景観形成を目指します。



【武家屋敷・寺町エリア】 ※6ページの景観形成方針図中  の部分

①エリアの特徴

- ・武家屋敷地の歴史を継承したゆとりある落ち着いた住宅地の環境を守る区域です。

②景観まちづくりの方針

(二王座)

- ・武家屋敷や寺院、緑豊かな屋敷林や生垣、伝統様式の塀や門、曲線の道すじが丘陵地に作り出す変化とバラエティに富んだ景観を守り継承しながら、これらと調和した落ち着きのある景観形成を目指します。

(海添)

- ・直線的な道すじに沿って連なる歴史を感じる塀、石垣、門、屋敷林等の保全を行いながら、これらと調和する閑静な住宅街の景観形成を目指します。



【祇園洲エリア】 ※6 ページの景観形成方針図中 の部分

①エリアの特徴

- 中心市街地への玄関口として、歴史文化を活かした交流拠点となる区域です。

②景観まちづくりの方針

- 中心市街地の玄関口として臼杵城跡の風格を保ちながら、新たな賑わいを生む景観形成を目指します。
- 臼杵城跡への眺望を確保しつつ、歴史・文化の香漂う縁豊かな景観形成を目指します。



【本丁エリア】 ※6 ページの景観形成方針図中 の部分

①エリアの特徴

- 広幅員の都市計画道路が計画されており、背後には寺院やその石垣などの歴史的町並みが広がる区域です。

②景観まちづくりの方針

- 臼杵城跡からの眺望を確保し、歴史資源と調和しつつ、新たな賑わいを生む沿道景観の形成を目指します。

③眺望景観保全の方針

- 多福寺及び月桂寺の石垣は昭和 63 年に歴史環境保全条例における保全建物に指定され、古くから大切にされてきました。この石垣を臼杵城跡から眺める景観は、市民にとって欠くことのできないものであるため、保全を行っていきます。



(景観形成軸等設定の考え方)

①重点景観保全軸

- ・二王座歴史の道は、武家屋敷や寺院が立ち並び、落ち着いた佇まいの感じられる通りであり、野上弥生子記念館前の通り沿道は、商家や蔵が多く残り、当時の雰囲気を今なお留めています。
- ・この二つの軸は「臼杵の顔」とも呼べる景観を有するため、重点景観保全軸として位置づけ、沿道景観の保全を図ります。

②賑わい回遊創出軸

- ・旧城下町地区への玄関口である祇園洲辺線と、旧城下町地区の背骨となるハ町大路をつなぐことで、地域の方や訪れる方が、歩いて楽しい・潤いと賑わいを感じることができる景観形成を図ります。

③歴史文化潤い形成軸

- ・この通りはかつての政治的中心（臼杵城跡）と宗教的中心（八坂神社）という二つの象徴的な場所を結ぶ軸です。
- ・稻葉家下屋敷、図書館等の歴史文化拠点、八坂神社の境内の縁、街路樹等の潤いある縁を活かした景観形成を図ります。

④街路景観形成軸

- ・臼杵川沿い及び本丁を抜ける主要幹線は、都市計画道路に位置付けられ、将来的な整備が予定されています。
- ・沿道建物の適切な誘導と併せ、水辺の空間としての雰囲気と主要幹線としてのふさわしい街路樹へ配慮して、より良い沿道景観の形成を図ります。

⑤歩行空間

- ・城下町形成以来の街路が現在においてもほぼ変わらず残されており、この歴史的道筋と沿道の建築物等の佇まいを今後も保全していきます。

(3) その他用語の定義

①眺望景観の視点場

- ・津久見島、多福寺や月桂寺の石垣、臼杵城跡を眺めるにあたり、基準として定めた場所。

(2) 津久見島眺望景観保全地区

- 臼杵城跡から臼杵湾に浮かぶ津久見島への眺望は、臼杵市を代表する景観の一つであり、市民はもちろん観光客にも親しまれています。
- リアス式海岸の特徴的な自然景観であるとともに、大友宗麟が丹生島に臼杵城を築いて以来、臼杵の発展の礎となった海上交流の道を一望する、歴史的・文化的価値をもった景観です。
- この景観を保全し、これから世代に引き継いでいくことは、本市の景観施策の重要な課題であるため、保全に取り組みます。



2) 石仏周辺地区

- 景観計画（全体構想編）において定めた下記の方針に沿って、石仏周辺地区の景観を形成していきます。

石仏周辺地区の景観形成の方針

- ◆臼杵石仏を核とする風格ある歴史景観の形成
- ◆山林、斜面林の保全による谷戸景観の保全
- ◆農村集落の保全による谷戸景観の保全
- ◆地区内の道筋や深田川など、潤いのある軸的景観の形成

- 豊かな自然環境、良好な田園・里山景観を生かしつつ国宝臼杵石仏の莊厳な雰囲気を感じられる景観形成を目指します。



5. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1) 届出対象行為

(1) 建築物の建築等

建築物の新築、増築、改築若しくは移転（以下「建築等」という）、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

地 域	規 模
景観形成重点地区	行為を行う部分の面積が 10 m ² を超えるもの (新築、増築、改築若しくは移転にあっては、床面積が 10 m ² を超えるもの)
津久見島眺望景観保全地区	建築物の高さが9mまたは13mを超えるもの ※範囲については 18 ページの図を参照のこと
(参考) 上記以外の市域	①建築物の高さが13mを超えるもの（※） ②建築面積が 500 m ² を超えるもの（※）

※新築以外の場合、当該行為に係る部分の面積が既存建築物の建築面積（増築後にあっては増築後の建築面積とする。）の2分の1以下であるものは届け出を要しません。

(2) 工作物の建設等

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

地 域	規 模	
景観形成重点地区	工作物の高さが 2m または延長が 5m を超えるもの	
津久見島眺望景観保全地区	工作物の高さが9mまたは13mを超えるもの ※範囲については 18 ページの図を参照のこと	
(参考) 上記以外の市域	・擁壁	高さ5mを超えるもの（※）
	・塔状の工作物 煙突、鉄柱、記念塔	高さ15m（沿道景観地域にあっては13m）を超えるもの（※）
	・遊戯施設（観覧車等） ・製造施設、貯蔵施設、処理施設等	高さ13mを超えるもの（※）
	・その他規則で定める工作物の建設等	高さ15mを超えるもの（※）

※当該行為に係る部分の面積が既存建築物又は工作物の建築面積（増築後にあっては増築後の建築面積とする。）の2分の1以下であるものは届け出を要しません。

(3) 開発行為

地 域	規 模
景観形成重点地区 ※津久見島眺望景観保全地区を除く	生ずるのり面の高さが2mを超えるものまたは面積が100m ² を超えるもの
(参考) 上記以外の市域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内で3,000m²以上 ・都市計画区域外で5,000m²以上

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更

地 域	規 模
景観形成重点地区 ※津久見島眺望景観保全地区を除く	生ずるのり面の高さが2mを超えるものまたは面積が100m ² を超えるもの
(参考) 上記以外の市域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内で3,000m²以上 ・都市計画区域外で5,000m²以上

(5) 屋外における廃棄物、再生資源その他物件の堆積

地 域	規 模
景観形成重点地区 ※津久見島眺望景観保全地区を除く	<p>次のすべてに該当するもの</p> <p>①集積又は貯蔵される物品の高さが2mを超える</p> <p>②水平投影面積が100m²を超える</p> <p>③集積又は貯蔵の期間が継続して90日を超える</p>
(参考) 上記以外の市域	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の面積が、500m²以上、又は堆積高さ4m以上で堆積等の期間が90日を超えるもの ・沿道景観地域は、土地の面積が100m²を超え、又は堆積の高さ2m以上で堆積等の期間が90日を超えるもの

(6) 木竹の伐採

地 域	規 模
景観形成重点地区 ※津久見島眺望景観保全地区を除く	面積が100m ² を超えるもの

(7) 建築物等の除却（建築物に付属する門、塀、石垣等を含む）

地 域	規 模
景観形成重点地区 ※津久見島眺望景観保全地区を除く	面積が10m ² を超えるもの

2) 景観形成基準

(1) 街なか地区

(旧城下町地区)

【町家・平清水エリア】

項目	景観形成基準	基準の適用※		
		A	B	C
① 建物の位置	・町並みの連続性を確保するため、周辺の建物と壁面を揃える。 ・やむを得ず壁面線を後退させる場合は、地域の伝統様式にならった塀等または景観に配慮した囲障を設置して通りの連続性の維持を図る。	◎	◎	○
② 規模・高さ	・建物の規模・高さは、周辺の建物に合わせる。 ・3階以上の部分は、前面道路からセットバックし通りの圧迫感を軽減する。	◎	◎	○
③ 軒・庇	・軒高、庇の高さを現在の町並みに合わせ景観の連続性の維持を図る。	◎	◎	○
④ 屋根	・勾配屋根とし和瓦とする。	◎	○	○
⑤ 外壁	・外壁には時間とともに風合いの増す素材を用いる。	◎	○	○
⑥ 敷地の緑化	・道路に面する部分は、必要に応じて植栽による緑化に努める。 ・日常的な管理や手入れをし、良好な景観の維持に努める。	○	○	○
⑦ 門・塀・石垣	・門・塀を設置する場合、周辺の伝統様式にならう。 ・その他の囲障を設ける場合は、臼杵石や竹林等の自然素材を極力使用する。	○	○	○

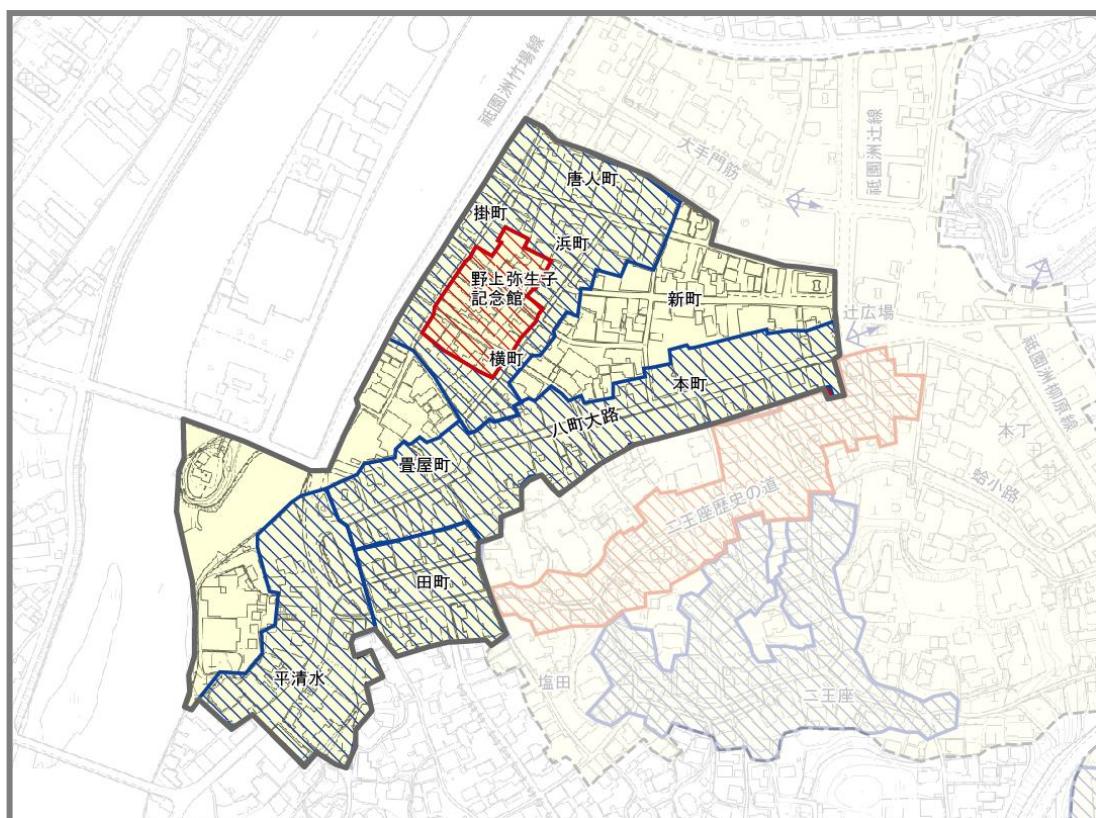
※1 上記基準は、協議の結果、町家・平清水エリアの町並みに調和していればこの限りではありません。

※2 基準の適用 : ◎必須、○お願い（協議）

区域区分 : A 第1種保全区域（野上弥生子記念館周辺）

B 第2種保全区域（八町大路、唐人町、掛町、浜町、横町、田町、平清水等）

C その他の区域（新町、臼杵川沿い等）

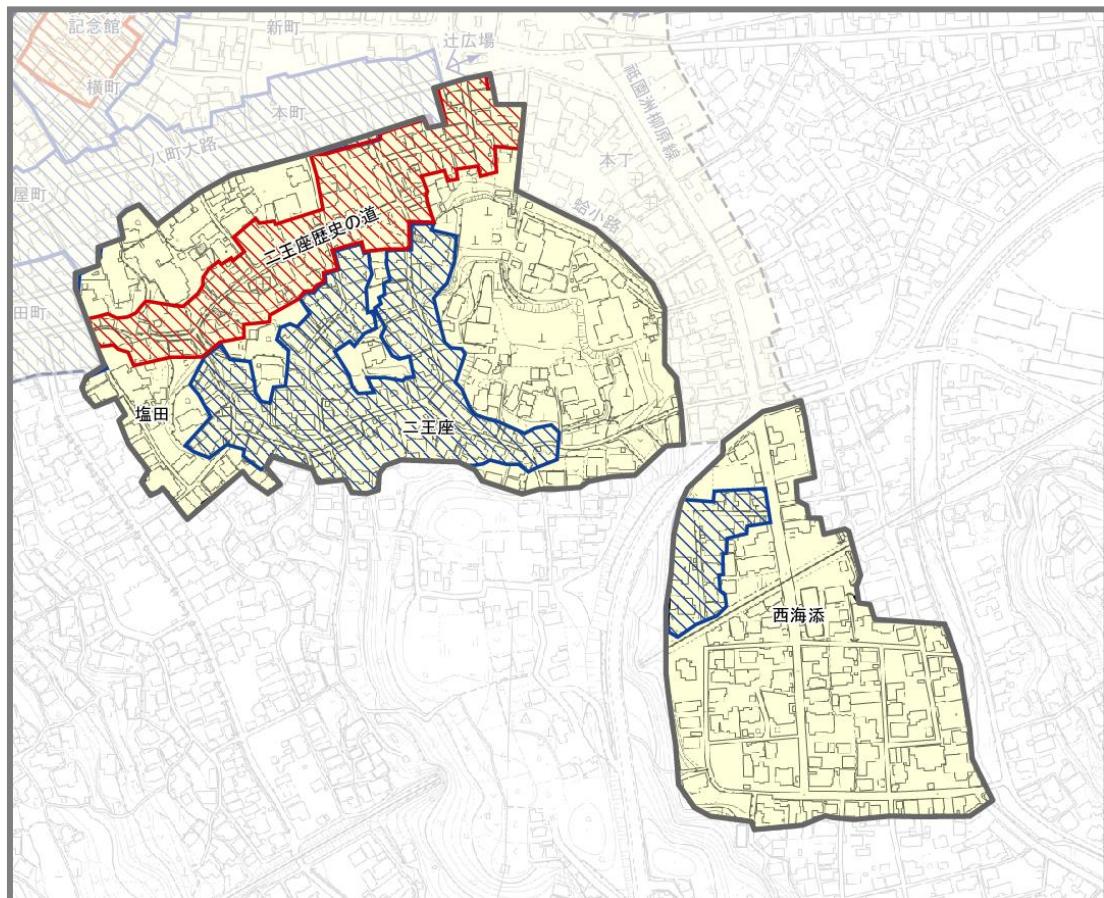


【武家屋敷・寺町エリア】

項目	景観形成基準	基準の適用※		
		A	B	C
① 建物の位置	・現在、壁面線が3m以上後退している建物は、これを維持する。	◎	◎	○
② 規模・高さ	・建物の規模・高さは、周辺の建物に合わせる。 ・3階以上の部分は、前面道路からセットバックし通りの圧迫感を軽減する。	◎	◎	○
③ 軒・庇	・町屋のまとまりのある通り沿いは、軒高、庇の高さを現在の町並みに合わせ景観の連続性の維持を図る。	◎	◎	○
④ 屋根	・勾配屋根とし和瓦とする。	◎	○	○
⑤ 外壁	・外壁には時間とともに風合いの増す素材を用いる。	◎	○	○
⑥ 敷地の緑化	・現在ある樹木・生垣は保存に努める。 ・植栽は、自然植生とする。 ・建築物による威圧感や圧迫感等を和らげる樹木の高さと配置にする。 ・日常的な管理や手入れをし、良好な景観の維持に努める。	◎	◎	○
⑦ 門・塀・石垣	・門・塀を設置する場合、周辺の伝統様式にならう。 ・その他の因障を設ける場合は、臼杵石や竹林等の自然素材を極力使用する。	◎	◎	○

※1 上記基準は、協議の結果、武家屋敷・寺町エリアの町並みに調和していればこの限りではありません。

※2 基準の適用
区域区分 : ◎必須、○お願い（協議）
A 第1種保全区域（二王座歴史の道沿道）
B 第2種保全区域（二王座、海添の路地沿道）
C その他の区域（二王座、海添のその他住宅地）



【祇園洲エリア】

項目	景観形成基準	基準の適用※		
		A	B	C
① 建物の位置	・大手門筋及び辻広場から臼杵城跡への眺望を遮らない位置とする。	-	-	○
② 規模・高さ	・大手門筋及び辻広場から臼杵城跡への眺望を遮らない高さとする。 ・建物の規模・高さは、周辺の建物に合わせる。	-	-	○
③ 軒・庇	—	-	-	○
④ 屋根	・勾配屋根とする。	-	-	○
⑤ 外壁	・外壁には時間とともに風合いの増す素材を用いる。	-	-	○
⑥ 敷地の緑化	・道路に面する部分は、必要に応じて植栽による緑化に努める。 ・植栽は、自然植生とする。 ・建築物による威圧感や圧迫感等を和らげる樹木の高さと配置にする。 ・日常的な管理や手入れをし、良好な景観の維持に努める。	-	-	○
⑦ 門・塀・石垣	・門・塀を設置する場合、周辺の伝統様式にならう。 ・その他の囲障を設ける場合は、臼杵石や竹林等の自然素材を極力使用する。	-	-	○

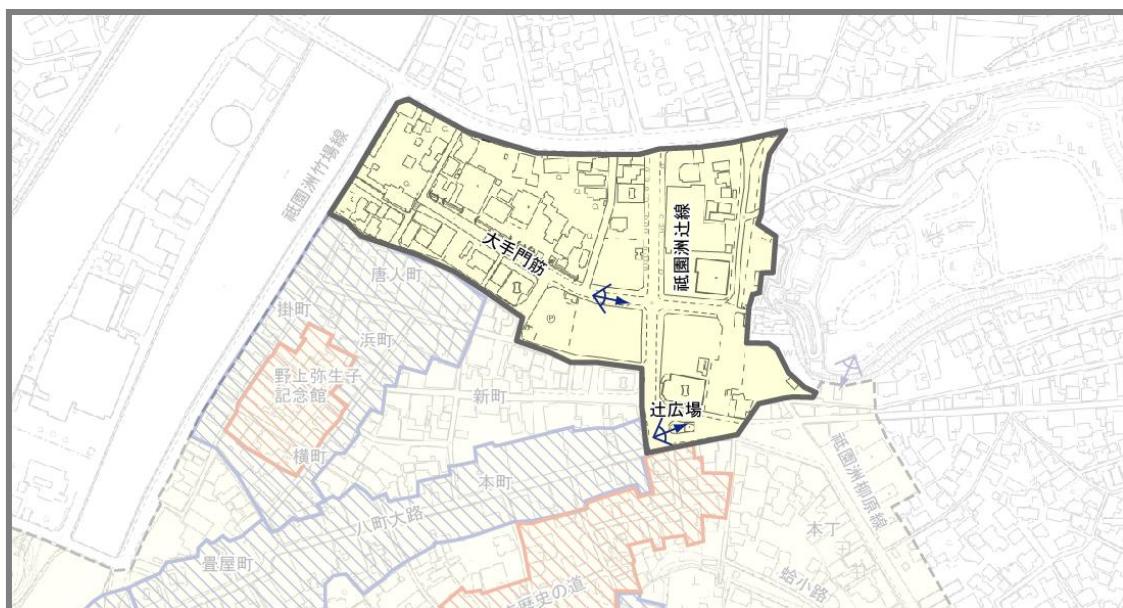
※1 上記基準は、協議の結果、祇園洲エリアの町並みに調和していればこの限りではありません。

※2 基準の適用 ○必須、○お願い（協議）

区域区分 A 第1種保全区域（区域なし）

B 第2種保全区域（区域なし）

C その他の区域

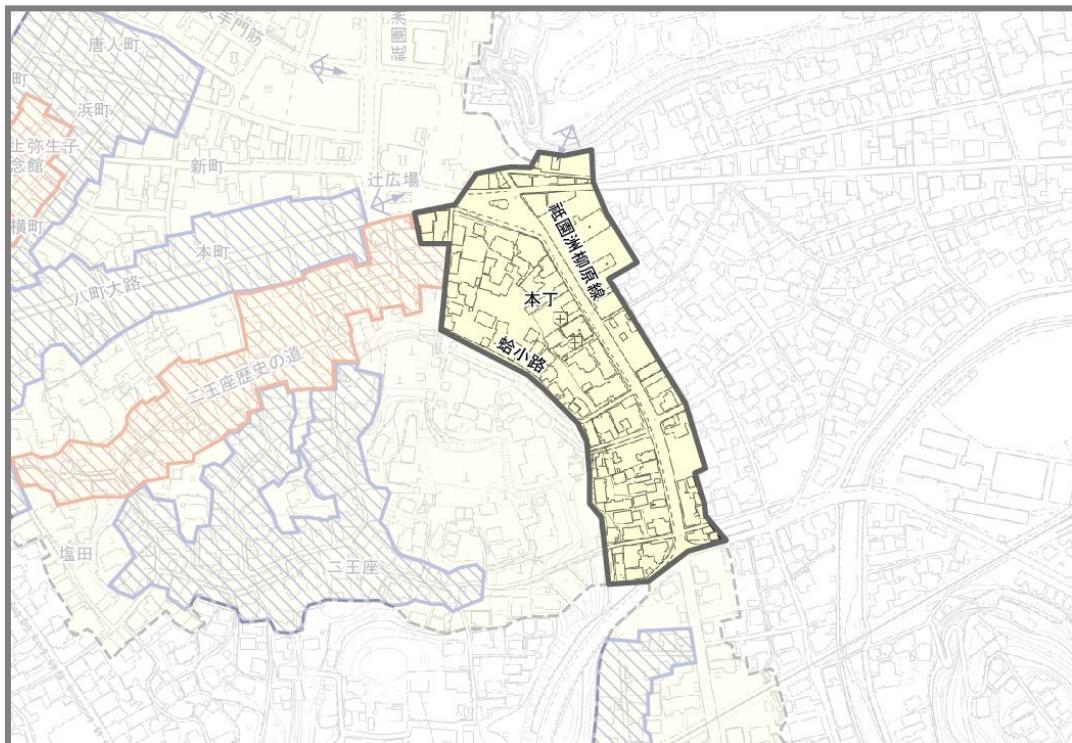


【本丁エリア】

項目	景観形成基準	基準の適用※		
		A	B	C
① 建物の位置	—	-	-	○
② 規模・高さ	・臼杵城跡から眺めた時に、多福寺や月桂寺の石垣が隠れない高さとする。	-	-	○
③ 軒・庇	—	-	-	○
④ 屋根	・勾配屋根または良好な景観に配慮した屋根とする。	-	-	○
⑤ 外壁	・外壁には時間とともに風合いの増す素材を用いる。	-	-	○
⑥ 敷地の緑化	・道路に面する部分は、必要に応じて植栽による緑化に努める。 ・植栽は、自然植生とする。 ・建築物による威圧感や圧迫感等を和らげる樹木の高さと配置にする。 ・日常的な管理や手入れをし、良好な景観の維持に努める。	-	-	○
⑦ 門・塀・石垣	—	-	-	○

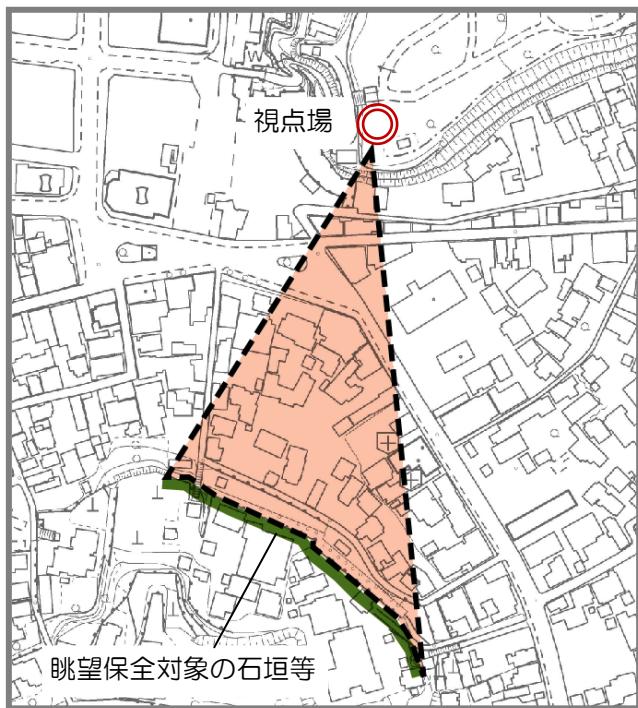
※1 上記基準は、協議の結果、本丁エリアの町並みに調和していればこの限りではありません。

※2 基準の適用 : ○必須、○お願い（協議）
 区域区分 : A 第1種保全区域（区域なし）
 B 第2種保全区域（区域なし）
 C その他の区域

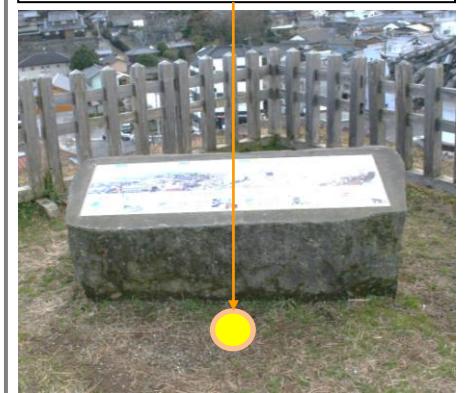


◆本丁眺望景観保全地区

下図の範囲とします。



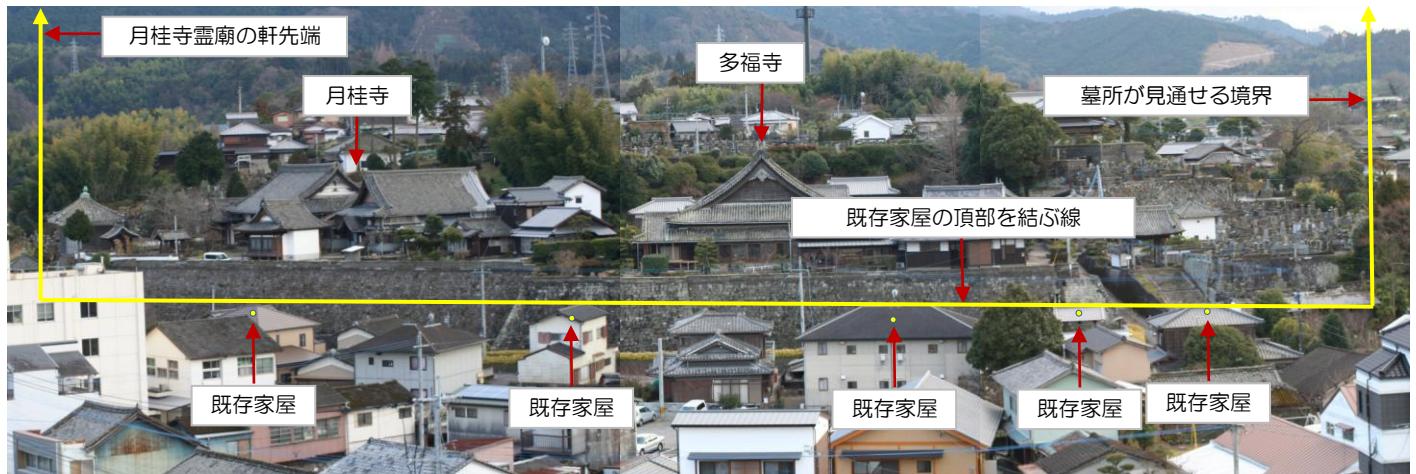
視点場の位置（地上高 1.5m）
臼杵城跡から月桂寺、多福寺の
石垣を望む位置



◆眺望景観保全範囲

下図の範囲とします。

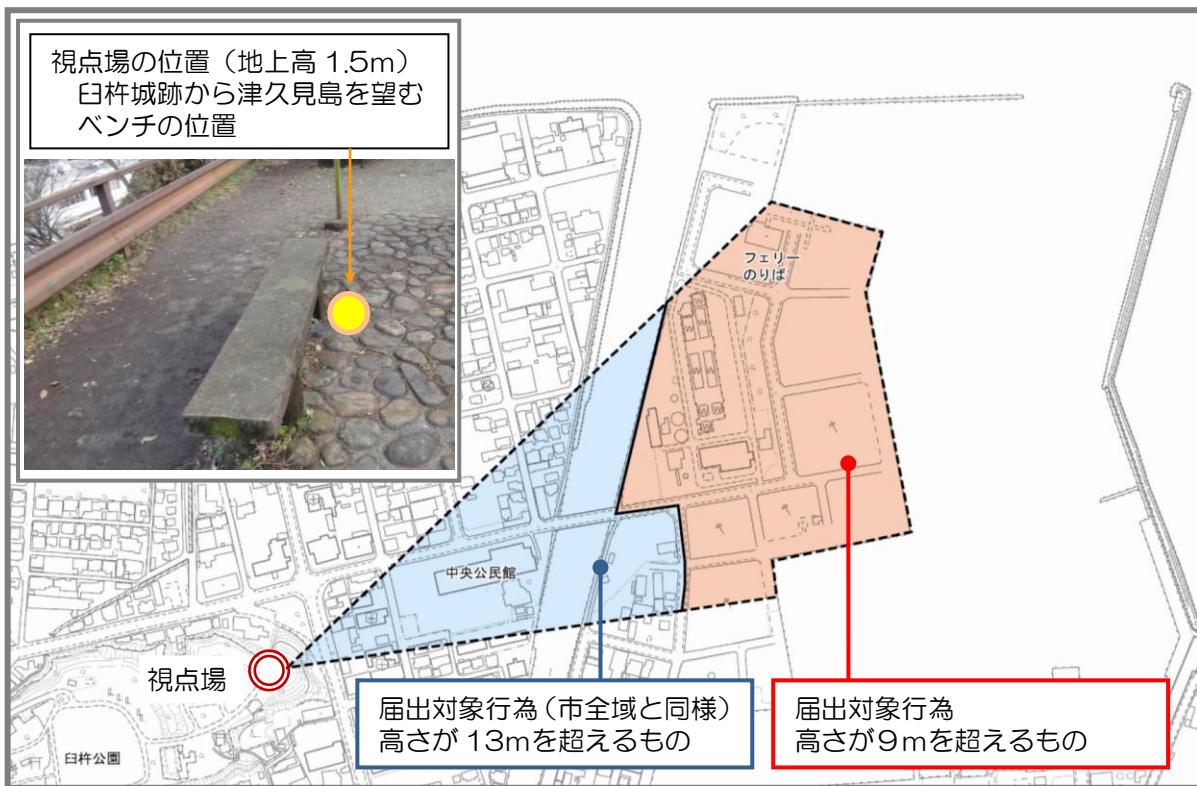
- ①水平の境界線 既存家屋の頂部を結ぶ線
- ②垂直の境界線（東端） 月桂寺の靈廟の軒の先端
- ③垂直の境界線（西端） 多福寺下の墓所の石垣が見通せる境



(津久見島眺望景観保全地区)

◆津久見島眺望景観保全地区

下図の範囲とします。



◆景観形成基準

眺望景観保全範囲では、建築物等の高さは臼杵城跡から津久見島及び海面への眺望を妨げないものとします。

◆眺望景観保全範囲

津久見島と前面の海面を含む下図の範囲とします。

- ①水平の境界線 臼杵港下り松地区の防波堤の天端とフェリー上屋の頂部を結ぶ線
- ②垂直の境界線（南端） 天神ヶ鼻の先端
- ③垂直の境界線（北端） フェリー可動橋北端付近

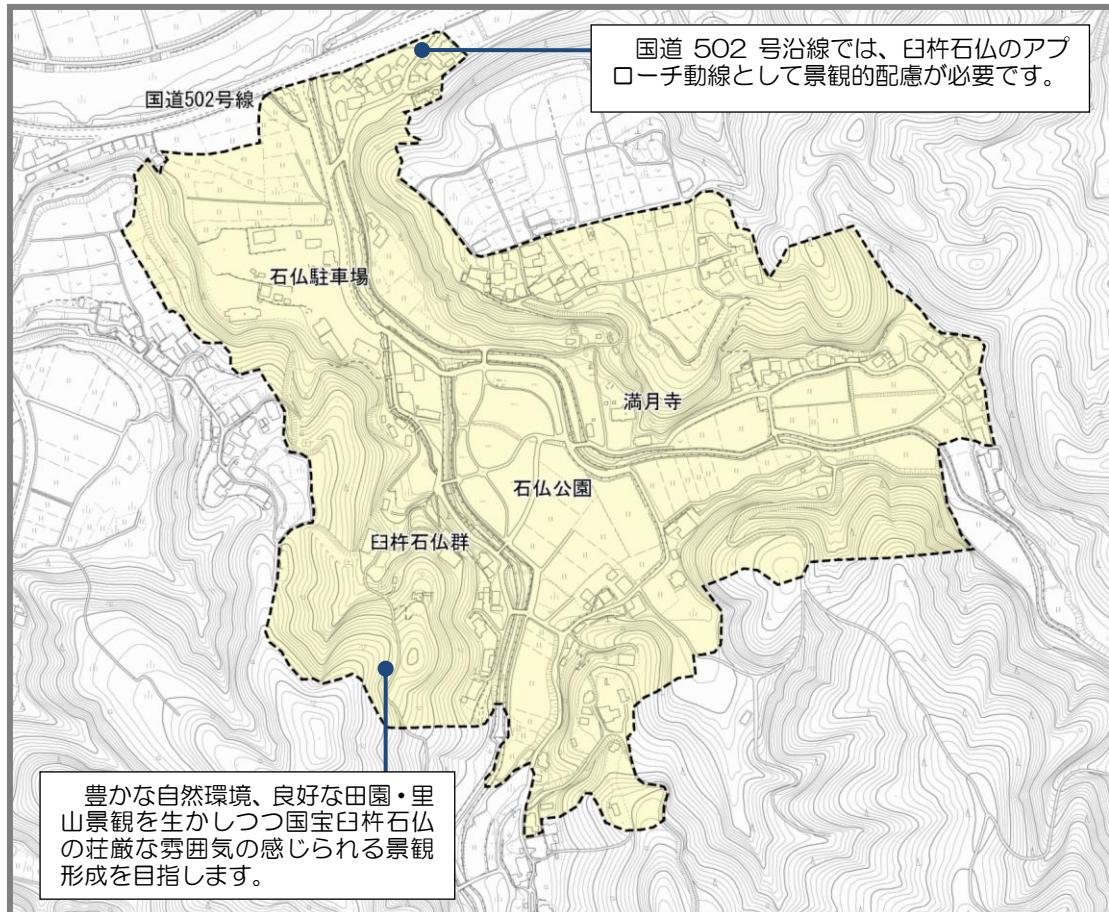


(2) 石仏周辺地区

項目	景観形成基準	基準の適用※		
		A	B	C
① 建物の位置	—	-	-	○
② 規模・高さ	・田園、山並み、伝統的建造物等の周辺景観に調和させる。	-	-	○
③ 軒・庇	—	-	-	○
④ 屋根	・勾配屋根とし和瓦とする。	-	-	○
⑤ 外壁	・外壁には時間とともに風合いの増す素材を用いる。	-	-	○
⑥ 敷地の緑化	・現在ある樹木・生垣は保存に努める。やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行う。 ・植栽は、自然植生とする。 ・建築物による威圧感や圧迫感等を和らげる樹木の高さと配置にする。 ・日常的な管理や手入れをし、良好な景観の維持に努める。 ・河川沿いについては、河川と一体となった緑化とその維持に努める。	-	-	○
⑦ 門・塀・石垣	・門・塀を設置する場合、周辺の伝統様式にならう。 ・その他の囲障を設ける場合は、臼杵石や竹林等の自然素材を極力使用する。	-	-	○

※1 上記基準は、協議の結果、石仏周辺地区の景観に調和していればこの限りではありません。

※2 基準の適用
区域区分 : ○必須、○お願い（協議）
A 第1種保全区域（区域なし）
B 第2種保全区域（区域なし）
C その他の区域



【街なか地区及び石仏周辺地区共通の景観形成基準】

項目	景観形成基準
①素材・材料	<ul style="list-style-type: none">自然素材や伝統的素材を用いるよう努め、時間とともに風合いが増し、周囲の素材感と調和するようなものとする。
②色彩	<ul style="list-style-type: none">色彩は周囲の景観に調和するように十分配慮する。自然素材や伝統的素材については、その素材感を生かした色彩とする。 ※21 ページ色彩基準を参考とする
③建築設備	<ul style="list-style-type: none">設備配管、メーター類等は、道路から遠望できる部分に露出しないようにする（消防設備は除く）。屋外階段、屋上設備、壁面設備等は、目立たない位置に設けるか、建築物と一体的に扱い、突出感や違和感が生じないように配慮する。屋上に設置する倉庫、塔屋等は、臼杵城跡からの町並みの景観の眺めに配慮する。
④屋外広告物	<ul style="list-style-type: none">広告物のデザイン、色彩、大きさ等は、周囲の景観と調和のとれたものとする。
⑤駐車場・未利用地	<ul style="list-style-type: none">周囲の町並みとの連続性に配慮し、囲障の設置等に努める。

※津久見島眺望景観保全地区は除く。

6. 色彩の推奨基準

下図の線の枠内は、現地調査結果等を参考に使用を推奨する色を示しています。

なお、自然素材（石材、木材、れんが等）そのものの色を使用する場合はこの限りではありません。

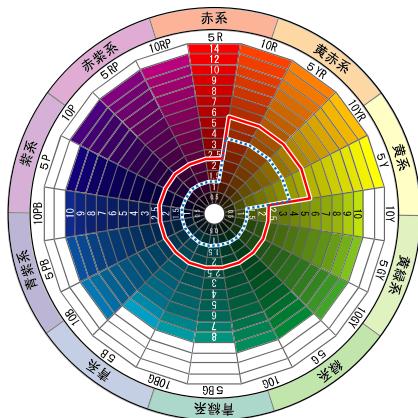
また、アクセントカラーについても、周囲の景観との調和に配慮して使用する場合はこの限りではありません。

※ここに示している色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なりますので、実際に色を選定する際には色見本等で確認が必要です。

1) 武家屋敷・寺町エリア、本丁エリア

部位	色相	明度	彩度
外壁 (基調色)	10R~5Y	3以上8以下	5以下
	その他 ※	-	2以下
屋根色	10R~5Y	6以下	3以下
	その他 ※	6以下	1以下

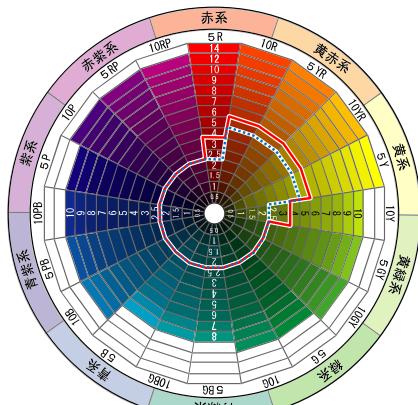
※その他の色相は、無彩色を含みます



2) 町家・平清水エリア、祇園洲エリア

部位	色相	明度	彩度
外壁 (基調色)	10R~5Y	3以上8以下	5以下
	5R, 10Y	3以上8以下	3以下
	その他 ※	-	2以下
屋根色	10R~5Y	6以下	4以下
	その他 ※	6以下	2以下

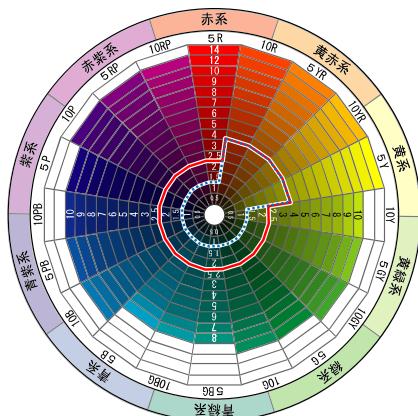
※その他の色相は、無彩色を含みます



3) 石仏周辺地区

部位	色相	明度	彩度
外壁 (基調色)	10R~5Y	5以上8以下	3以下
	その他 ※	-	2以下
屋根色	10R~5Y	6以下	3以下
	その他 ※	6以下	1以下

※その他の色相は、無彩色を含みます



凡例		: 建築物等の外壁基調色として望ましい色彩の範囲
		: 建築物等の屋根色として望ましい色彩の範囲

7. 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設の指定の方針

基本的な事項においては、「臼杵市景観計画（全体構想編）」によるものとします。以下、景観形成重点地区における留意事項を記します。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

各地区の特徴的な建造物で、今後とも保全を図ることが望ましいものについては、景観重要建造物への指定を検討します。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

寺社地等の重要な景観を成している樹木等については、景観重要樹木への指定を検討します。

(3) 景観重要公共施設の指定の方針

「重点景観保全軸」等の位置付けをふまえ、必要に応じて景観重要公共施設への指定を検討します。

※6ページ「重点景観保全軸」等参照

8. 良好な景観形成に向けた推進体制の方針

(1) 景観審議会の設置

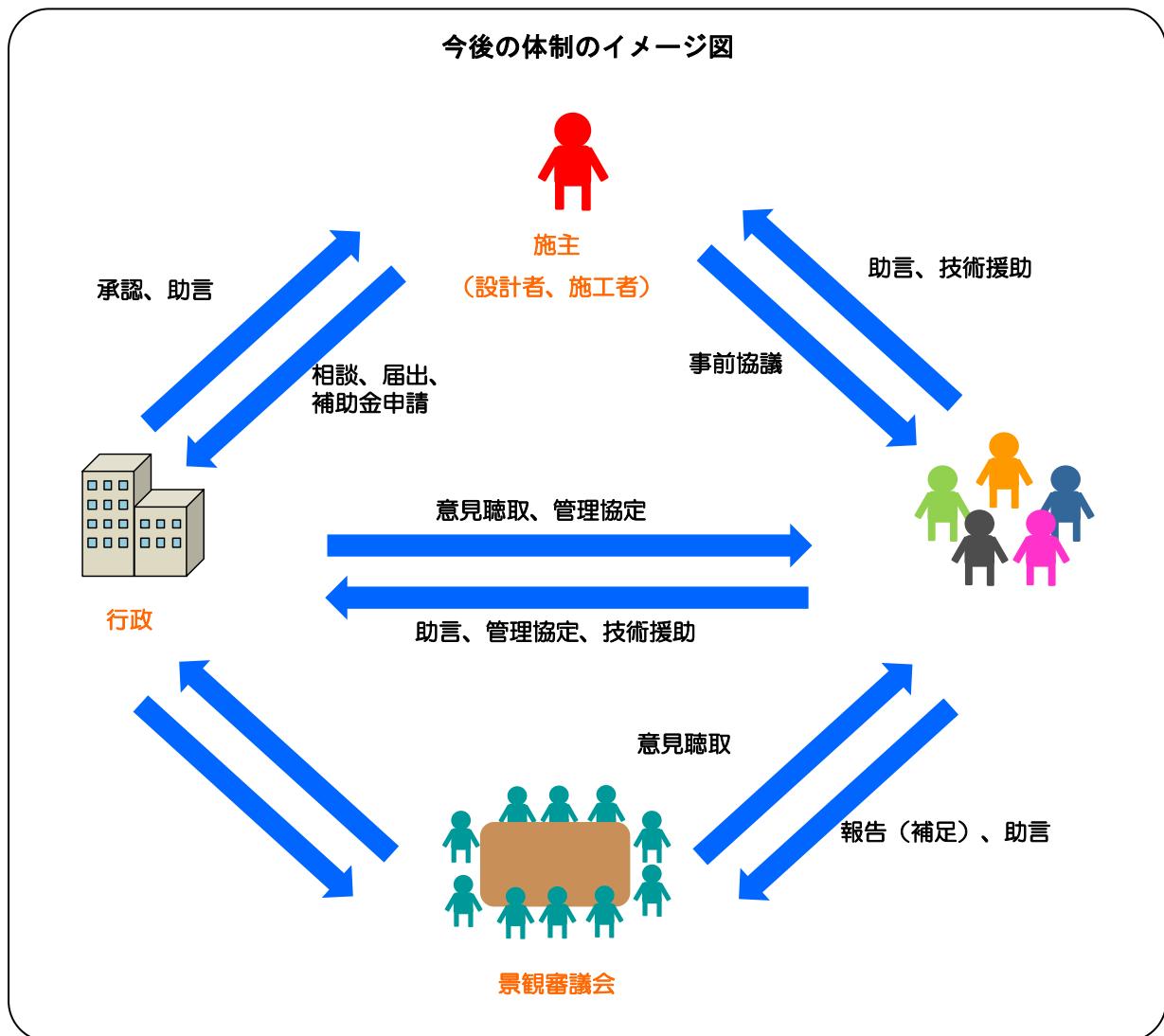
景観づくりにおいての基本的事項や重要事項について審議する機関として、学識経験者や関係団体、市民等からなる「景観審議会」の設置により、よりよい景観まちづくりが推進されるものと期待できます。

今後、「臼杵市歴史環境保全審議会」を発展させて「景観審議会」へ移行することが望まれます。

(2) 景観整備機構制度の活用

景観整備機構制度は、地域で活動するNPO法人や公益法人を景観行政団体が景観整備機構として指定し、活動を側面的に支援することによって、法的にも担保された行政と民間の協働による景観まちづくりを可能とするものです。

より専門的・実務的な観点からの行政への提言や技術援助、そして市民へのアドバイス・相談窓口としての活動によって、臼杵の景観まちづくりの目指すところである『丁寧な協議プロセス』の確立が期待できます。



9. 建築基準法の規定による景観形成への影響とその対策

臼杵市の景観形成重点地区に存する建築物には、現行の建築基準法に基づく建築制限が適用される以前に建築され、現行の基準には適合していないものが少なくありません。

それらの建築物は、増改築や大規模な修繕・模様替の際には、現行の制限が一律に課されることから景観の保全に重大な影響が生じることが考えられます。

①細街路沿道景観の課題

石垣と門が連続する武家屋敷や軒が連なる町家の魅力的な景観であっても、前面の道の幅が4メートルに満たない場合、建築基準法第44条の原則に基づいて、道路の中心線から2メートルの範囲内の建築物は認められず、その範囲内の門や石垣は後退させる、軒は削るなどの処置が必要なことから、景観保全に重大な影響が生じることになります。

②準防火地域内における景観の課題

景観形成重点地区の広い範囲で指定されている準防火地域では、木造建築物の延焼のおそれのある部分の外壁と軒裏は防火構造とする、開口部は網入りガラス入りの防火戸にするなどの制限のため、伝統的な形態意匠である木材の現わし仕上げや木製建具の使用が制限されます。したがって、防火性能を確保しながら景観にふさわしい工法を使用できる仕組みが必要になっています。

これらの臼杵の特徴的な景観を保全するため、今後、課題の解決に向けて取り組む必要があります。

白杵市景観計画
(景観形成重点地区 編)

平成 25 年
白杵市

